

## ■ 中間検査の特定工程および特定工程後の工程

### ①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
全域	RC・SRC造 など	2階の床およびこれを支持する梁への配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)の工事 (※法7条の3参照)	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)を覆うコンクリートを打設する工事

### ②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(北九州市)

特定行政庁	工事	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程	
北九州市	基礎工事	木造 (地階を除く階数が3以上の建築物で500㎡を超えるもの又は地階を除く階数が2以下の建築物で1000㎡を超えるもの)	基礎の配筋工事の工程	基礎の鉄筋を覆うコンクリート打設の工事	
		木造以外	基礎の配筋工事の工程	基礎の鉄筋を覆うコンクリート打設の工事	
	建て方工事	木造	屋根工事の工程	土台、柱、はり及び筋かいを覆う床、壁又は天井を設ける工事(枠組壁工法の場合を除く)	
		S造	1階の鉄骨部分の建方工事の工程	枠組みを覆う屋内側の壁又は天井を設ける工事(枠組壁工法の場合に限る)	
		RC SRC造	地階を除く階数が1の建築物の場合は、1階の柱、はり及び屋根の配筋工事の工程	1階の柱、はり、斜材などの接合部分を覆う工事の工程	
			地階を除く階数が2以上の建築物の場合は、1階の柱、はり及び2階の床の配筋工事の工程	1階の柱、はり及び2階の床の配筋を覆うコンクリート打設工事	
	その他の構造	指定しない	指定しない		
	備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>木造と木造以外の構造を併用する場合は、木造とみなす。</li> <li>枠組壁工法とは、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法をいう。</li> <li>木造以外の2以上の構造を併用する場合は、1階の床面積のうち、それぞれの構造で区画された部分の床面積の合計が最大となる構造を特定工程及び特定工程後の工程の対象とする。ただし、その最大となる構造が2以上となるものについては、特定工程に係る工事を最初に完了する部分の構造を特定工程及び特定工程後の工程の対象とする。</li> <li>建築物の規模、敷地又は周辺の状況により段階的に工事を行う場合は、最初に特定工程に係る工事を完了する範囲を特定工程及び特定工程後の工程の対象とする。</li> </ul>			

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。

## ■ 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

※ 以下の①および②について、その都度検査する(法7条の3参照)

### ①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	対象建築物	適用の除外	施行
全域	階数が3以上である共同住宅(2階の床・梁に配筋するもの) ・ ※法7条の3参照 ・ ※プレキャストの場合を含む	・ なし	H19.6.20～

### ②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(北九州市)

特定行政庁	対象建築物	適用の除外	指定期間
北九州市	新築 増築 改築 ・ 主要構造部(屋根及び階段を除く)の全部又は一部を木造とした建築物で、住宅(兼用住宅、共同住宅及び長屋を含む)の用途に供する部分の床面積が50㎡を超えるもの ・ 地階を除く階数が3以上の建築物で、かつ延べ面積が500㎡を超えるもの ・ 地階を除く階数が2以下の建築物で、かつ延べ面積が1,000㎡を超えるもの	・ 法18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物 ・ 法第85条第1項に規定する応急仮設建築物(防火地域内に建築するものに限る)又は同条第5項に規定する仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物 ・ 法6条の4第1項第一号又は第二号に掲げる建築物 ・ 品確法第5条第1項の建設住宅性能評価を受ける建築物	H25.5.1～H30.4.30

※一の建築物における扱いとなります。

(同一敷地内に、中間検査対象建築物が複数棟存在する場合は、各棟ごとの特定工程において、検査をおこなうものとします。)

※新築は、棟新築の建築物です。

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。